

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 川上 嘉彦
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和8年5月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ポラリス・ホールディングス株式会社
証券コード	3010
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エスエーオー・スリー・ジーピー・リミテッド(SAO III GP Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッドの事務所
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 津島 友洋
電話番号	03-6250-6200

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マルコム・エフ・マククリーン4世(Malcolm F. MacLean IV)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、コネチカット州、グリニッチ
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 津島 友洋
電話番号	03-6250-6200

3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	タロウ・マスヤマ(Taro Masuyama)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ハワイ州、ホノルル
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 津島 友洋
電話番号	03-6250-6200

4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	スターアジア・パートナーズ・シックス・リミテッド(Star Asia Partners VI Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 津島 友洋
電話番号	03-6250-6200

5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	スターアジア・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(Star Asia Capital Management LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニュージャージー州、マウント・ローレル、ゲイザードライブ125、スイートL
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 津島 友洋
電話番号	03-6250-6200

6【提出者(大量保有者)/6】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	スターアジア・グループ・エルエルシー(Star Asia Group LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、ウィルミントン、リトルフォールドドライブ251
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 津島 友洋
電話番号	03-6250-6200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.19
訂正される報告書の報告義務発生日	令和8年3月30日
訂正箇所	表紙 変更報告書提出事由

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 共同保有者の追加(任意)

今般、提出者6において報告義務発生日に報告義務の生じた大量保有報告書を提出するに当たり、提出者6との間で金融商品取引法第27条の23第5項の共同保有者に該当する提出者1から提出者5までにおいても連名で変更報告書を任意に提出することとしたもの。

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 提出者6における大量保有報告書の提出義務の発生

今般、提出者6において報告義務発生日に報告義務の生じた大量保有報告書を提出するに当たり、提出者6との間で金融商品取引法第27条の23第5項の共同保有者に該当する提出者1から提出者5までにおいても連名で変更報告書を提出することとしたもの。